

議案第5号

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年1月27日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

入間市商工業振興条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項対象資格の欄第4号中「老年者控除額又は寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額又はひとり親控除額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和3年1月1日以後に融資のあっせんに係る申込書を受理したものから適用し、同日前に融資のあっせんに係る申込書を受理したものについては、なお従前の例による。